

○うるま市防犯カメラの設置及び管理運用に関する規則

平成30年3月28日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市防犯カメラの設置及び管理運用に関する条例（平成29年うるま市条例第32号。以下「条例」という。）に基づき、うるま市が実施する防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(設置場所、設置目的、作動時間、画像の閲覧装置の有無、画像の保存期間等)

第3条 防犯カメラの設置場所、設置目的、作動時間、画像の閲覧装置の有無、画像の保存期間等は、別表に定めるとおりとする。

(警察署からの情報提供及び助言)

第4条 設置者は、防犯カメラの設置場所の選定等について、うるま警察署及び石川警察署に情報の提供及び助言を求めることができる。

(専用機器)

第5条 設置者は、条例第1条に定める目的を達成するための業務（以下「本業務」という。）に必要な機器等（以下「専用機器」という。）を、本業務以外の目的に使用しないものとする。

2 専用機器は、管理責任者が管理するものとする。

3 専用機器には、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更するものとする。

4 専用機器は、施錠設備のある保管庫内において保管し、紛失、盗難等の防止のための措置を講ずるものとする。

(画像の提供)

第6条 設置者は、条例第7条第3項第1号に定める、法令に基づく手続により捜査機関等から画像の照会等があったときには、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において画像の提供又は閲覧（以下「提供等」という。）の承諾をすることができる。

(1) 発生した犯罪事実の捜査に関し必要がある場合

(2) 行方不明事案の捜査に関し必要がある場合

(3) 交通事故の原因究明に関し必要がある場合

(4) 設置者が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により画像の照会等を求める者（以下「依頼者」という。）は、うるま市防犯カメラ画像提供・閲覧依頼書（様式第1号）により、設置者に依頼しなければならない。

3 設置者は、前項の規定による依頼があった場合は、速やかにその依頼内容を審査し、提供等の承諾又は不承諾を決定し、その旨をうるま市防犯カメラ画像提供・閲覧承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により、依頼者に通知するものとする。

4 設置者は、前項の規定により、依頼者に画像の提供等を行うときは、依頼の目的及び防犯カメラの設置目的に照らし、当該画像の範囲を必要かつ最小限にとどめなくてはな

らない。

(管理責任者及び運用従事者の業務)

第7条 管理責任者は、前条の規定により、依頼者に画像の提供等を行うときは、運用従事者に画像の取出しを指示するものとする。

2 管理責任者は、前項の規定による指示を行うときには、対象となる防犯カメラ及び画像の日時その他必要な事項を指定するものとする。

3 運用従事者は、前2項の規定による管理責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を管理責任者に報告するものとする。

4 管理責任者及び運用従事者に事故があるときは、あらかじめ管理責任者が指名する者がその職務を代行するものとする。

(画像の利用等)

第8条 第6条の規定により画像の提供等を受けた捜査機関等(以下「捜査機関」という。)

は、同条第1項各号に規定する目的以外の目的で画像を利用してはならない。

2 捜査機関は、画像の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止のための措置を講じなければならない。

3 捜査機関は、画像を複写又は複製してはならない。ただし、設置者の事前の承認があった場合には、この限りでない。

4 捜査機関は、画像が不要となった場合は、遅滞なく画像に係る資料及びデータを廃棄し、又は削除しなければならない。

5 捜査機関は、画像を用いた公開捜査を行う場合には、事前に設置者に報告しなければならない。

6 捜査機関は、画像の取扱いについて事故等があった場合には、速やかに設置者に報告しなければならない。

7 捜査機関は、当該捜査機関以外のもの(以下「外部提供先」という。)への画像の提供等(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。ただし、設置者の事前の承認があった場合には、この限りでない。

8 捜査機関は、前項ただし書の規定により外部提供を行う場合は、当該外部提供先に対し、当該画像の、第1項に規定する目的以外の利用及び当該外部提供先以外のものへの画像の提供等を禁じなければならない。

9 捜査機関は、当該捜査機関及び外部提供先の画像の取扱いに関し、第三者に損害を与えた場合には、全ての責任を負うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、うるま市防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

防犯カメラ 番号	設置場所	設置目的	作動時間	画像の閲覧装 置の有無	画像の保存 期間	管理責任者	備考
1	石川東山本町一丁目 2431-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
2	石川一丁目 559 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
3	石川東恩納前原 678-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
4	石川兼久原 430-6 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
5	石川二丁目 879-10 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
6	石川伊波伊波原 98-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
7	石川白浜二丁目 83 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
8	石川東恩納長嶺原 825-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
9	石川東恩納青木原 1175-5 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
10	石川東恩納東恩納原 43-6 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
11	昆布前昆布原 1059-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
12	天願天願原 1357-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
13	栄野比本字原 95-4 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
14	川崎内間川原 246-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
15	兼箇段後原 93-6 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
16	安慶名二丁目 4-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
17	みどり町一丁目 15-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
18	赤野港原 238-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
19	田場西原 1817-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
20	みどり町四丁目 21-1 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
21	安慶名三丁目 261-14 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
22	西原ブリク原 672-4 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
23	平良川平良川原 146-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
24	田場河門原 1141-14 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
25	宮里宮里原 55-5 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
26	具志川長佐久原 2507-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
27	大田長石前原 49-7 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	

28	喜仲四丁目 714-8 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
29	兼箇段平良川原 1151-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
30	兼箇段樋川原 1333-5 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
31	兼箇段松原 1904-18 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
32	赤道仲原 307-4 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
33	江洲木小堀原 388-8 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
34	赤道仲原 234-5 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
35	江洲城原 606-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
36	赤道赤道原 539-9 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
37	高江洲高江洲原 151-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
38	塩屋月形原 17-9 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
39	大田長田原 840-4 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
40	前原幸崎原 281-4 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
41	豊原前原 412-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
42	勝連南風原佛木屋 801 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
43	与那城西原西原 230-5 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
44	勝連平安名国場堂 1653-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
45	勝連平安名阿富堂 1254 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
46	与那城屋慶名東 1631-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
47	石川山城後原 750-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
48	勝連平敷屋名護原 3821-25 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
49	与那城屋慶名青増 366-6 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
50	与那城平安座桃原 8190-7 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
51	勝連浜宜野湾 230-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
52	与那城桃原新田 1693 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
53	与那城伊計西前 403-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
54	中城湾港津堅地区 港湾施設用地内	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
55	江洲前原 181-3 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	
56	勝連平敷屋後原 336-1 付近	犯罪抑止効果の向上	24時間（常時作動）	無し	2週間	市民部市民協働課長	

57	川田田佐原 259-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
58	勝連平安名阿富堂 1344-1 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
59	勝連平安名奥武 2927-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
60	豊原下口原 750-2 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
61	宮里上原 209-1 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
62	喜屋武手振原 485-7 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
63	栄野比内間川原 716 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
64	赤野竹又又原 920-6 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
65	みどり町三丁目 22-1 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
66	石川東恩納長嶺原 986-34 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
67	石川楚南後原 338-5 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
68	石川東恩納桃原 594 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
69	石川富森原 2736 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
70	石川白浜二丁目 161 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
71	石川曙二丁目 2764-15 付近	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	無し	2 週間	市民部市民協働課長	
72	字喜屋武 627-1 (上平良川公園内)	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	有り	3 週間	都市建設部維持管理課長	
73	字喜屋武 627-1 (上平良川公園内)	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	有り	3 週間	都市建設部維持管理課長	
74	字喜屋武 627-1 (上平良川公園内)	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	有り	3 週間	都市建設部維持管理課長	
75	字江洲 539-1 (うまんちゅ健康文化交流広場内)	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	有り	3 週間	都市建設部維持管理課長	
76	字江洲 539-1 (うまんちゅ健康文化交流広場内)	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	有り	3 週間	都市建設部維持管理課長	
77	石川伊波 950-1 (伊波公園内)	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	有り	3 週間	都市建設部維持管理課長	
78	石川伊波 950-1 (伊波公園内)	犯罪抑止効果の向上	24 時間 (常時作動)	有り	3 週間	都市建設部維持管理課長	

（設置者） 様

うるま市防犯カメラ画像提供・閲覧依頼書

（依頼者）  
 住 所  
 機関名  
 代表者氏名 ④  
 （うるま警察署及び石川警察署は担当課課長名）  
 電話番号

うるま市防犯カメラの設置及び管理運用に関する規則第6条第2項の規定により、下記のとおり画像の提供・閲覧を依頼します。

記

依頼目的	<input type="checkbox"/> 発生した犯罪事実の捜査に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> 行方不明事案の捜査に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> 交通事故の原因究明に関し必要がある場合 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	犯罪事実等 発生日時	年 月 日 時 分頃				
対象画像	NO	画像を撮影した防犯カメラ (防犯カメラ番号又は撮影場所)			対象日時	
	1				自 年 月 日 時 分頃	至 年 月 日 時 分頃
	2				自 年 月 日 時 分頃	至 年 月 日 時 分頃
	3				自 年 月 日 時 分頃	至 年 月 日 時 分頃
	4				自 年 月 日 時 分頃	至 年 月 日 時 分頃
	5				自 年 月 日 時 分頃	至 年 月 日 時 分頃
画像取扱責任者	所属		職名		氏名	
遵守事項	(1) 依頼目的以外の目的で画像を利用しないこと。 (2) 画像の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止のための措置を講ずること。 (3) 設置者の承認のない画像の複写（複製）を行わないこと。 (4) 画像が不要となった場合は、遅滞なく画像に係る資料及びデータの廃棄又は削除を行うこと。 (5) 画像を用いた公開捜査を行う場合には、事前に設置者に報告すること。 (6) 事故等があった場合には、速やかに設置者に報告すること。 (7) 設置者の承認のない画像の外部提供を行わないこと。 (8) 外部提供を行う場合は、提供先と本件の依頼目的以外の利用及び当該外部提供先以外のものへの画像提供を禁ずること。 (9) 画像の取扱いに関し、第三者に損害を与えた場合には、依頼者の責任と負担において適切に対応すること。					
添付書類	<input type="checkbox"/> 捜査関係事項照会書（ 年 月 日付け 第 号） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
特記事項						

（依頼者）

様

（設置者）

印

うるま市防犯カメラ画像提供・閲覧承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで依頼のあったうるま市防犯カメラ画像提供・閲覧について、うるま市防犯カメラの設置及び管理運用に関する規則第6条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

提供・閲覧を承諾します。

1. 提供・閲覧する画像

NO	画像を撮影した防犯カメラ (防犯カメラ番号又は撮影場所)	対象日時	備考
1		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	
2		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	
3		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	
4		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	
5		自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	

2. 提供・閲覧の条件

- (1) 依頼目的以外の目的で画像を利用しないこと。
- (2) 画像の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止のための措置を講ずること。
- (3) 設置者の承認のない画像の複写（複製）を行わないこと。
- (4) 画像が不要となった場合は、遅滞なく画像に係る資料及びデータの廃棄又は削除を行うこと。
- (5) 画像を用いた公開捜査を行う場合には、事前に設置者に報告すること。
- (6) 事故等があった場合には、速やかに設置者に報告すること。
- (7) 設置者の承認のない画像の外部提供を行わないこと。
- (8) 外部提供を行う場合は、提供先と本件の依頼目的以外の利用及び当該外部提供先以外のものへの画像提供を禁ずること。
- (9) 画像の取扱いに関し、第三者に損害を与えた場合には、依頼者の責任と負担において適切に対応すること。

提供・閲覧を承諾しません。

不承諾理由